

○東海国立大学機構岐阜大学学術コンサルティング約款

制定 2026年4月1日

(適用範囲)

第1条 本約款は、岐阜大学学術コンサルティング受入要項に基づき、国立大学法人東海国立大学機構（以下「甲」という。）が、委託者（以下「乙」という。）の申込みにより実施する学術コンサルティングに適用する。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学術コンサルティング」とは、乙からの委託を受けて、甲の担当者がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する学術コンサルティング料を乙が負担するものをいう。
- (2) 「学術コンサルタント」とは、申込書に記載する本学術コンサルティングを実施する甲の担当者をいう。
- (3) 「本契約」とは、乙が申込書を提出し、甲が受諾することにより成立する契約関係をいう。

(学術コンサルティングの題目等)

第3条 本学術コンサルティングの題目、目的及び内容、学術コンサルタントの所属及び氏名、実施場所並びに実施期間は、申込書に記載のとおりとする。ただし、実施場所については、甲が必要と認める場合は、乙又は乙の指定する場所で実施することができる。

(学術コンサルティング料の納付等)

第4条 乙は、甲に対し、申込書に定める学術コンサルティング料を甲より発行される納入依頼書により、本契約締結後、直ちに納付するものとする。なお、支払手数料は、乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施期間が甲の会計年度を超える場合は、学術コンサルティング料を年度ごとに納付することができる。この場合における学術コンサルティング料は、年度開始後に当該年度分を直ちに納付するものとする。

3 乙は、納入依頼書に定める所定の入金期日までに学術コンサルティング料を納入しないときは、入金期日の翌日から入金の日までの日数に応じ、未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

4 甲は、乙から納付された学術コンサルティング料を乙に返還しない。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本学術コンサルティングの実施に伴い相手方より提供又は開示された技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされたもの及び口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨が明示され、開示後20日以内に書面で相手方より通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、学術コンサルタント及び本学術コンサルティングの実施にあたり自己に所属する当

該秘密情報を知る必要のある最小限の役員及び従業員以外の者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外される。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後に、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 開示につき相手方の事前の書面による同意を得た情報

2 相手方の秘密情報を保有する当事者は、法令、条例若しくは規則又は公的機関の命令等に基づき、開示又は公開（以下「開示等」という。）を義務付けられた場合には、前項の規定にかかわらず、必要かつ相当な範囲で当該秘密情報について開示等を行うことができる。ただし、当該開示等の事実及び内容を速やかに相手方に通知するものとする。なお、開示等の後も当該秘密情報を保有する当事者の秘密保持義務は消滅しない。

3 第一項の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た第三者に対し、本学術コンサルティングの目的の範囲内で、かつ、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。この場合、秘密情報を開示した当事者は、開示先に対して本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者による秘密保持義務違反について、一切の責任を負うものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を本学術コンサルティング以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

5 前四項の有効期間は、本契約終了日後も、2年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(学術コンサルティングの管理)

第6条 甲及び乙は、本学術コンサルティングの実施にあたっては、双方協力して、次の各号を含む記録を作成するものとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 参加者
- (4) 内容
- (5) その他必要な事項

(知的財産権の取扱い)

第7条 本学術コンサルティングの結果生じた発明、考案、意匠の創作又は著作物等（以下これらを合わせて「発明等」という。）に係る知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途甲乙協議して決定するものとする。

(契約事実の公表)

第8条 甲及び乙は、本学術コンサルティングの申込書記載事項並びに甲及び乙の名称の公表を希望するときは、事前に相手方と協議し合意した上で、公表ができる。ただし、甲は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）等で定められた範囲内で、乙の了解を得なくても本学術コンサルティングについて公表ができる。

(成果の公表)

第9条 甲及び乙は、本学術コンサルティングにおいて得られた成果について、事前に相手方と協議し、その公表を行うことができる。なお、甲及び乙は、当該公表を行うときは、第5条に定める秘密保持の義務を遵守するものとする。

(学術コンサルティングの中止・変更)

第10条 乙は、乙の都合により一方的に本学術コンサルティングを中止できない。ただし、甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本学術コンサルティングを中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合は、本学術コンサルティングの実施期間を変更することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。

(免責)

第11条 本学術コンサルティングに基づいた又は関連した、乙による商品の販売、役務の提供、又はその他の行為によって乙又は第三者に損害が発生した場合でも、甲は乙又は当該第三者に対し、一切の責任を負わないものとし、また、甲は、乙によるこれらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(輸出管理条項)

第12条 甲及び乙は、本契約の履行に伴い貨物の輸出をする場合又は研究成果等の技術を非居住者等へ提供する場合、外国為替及び外国貿易法（当該法令に対応する諸外国の法令等を含む。）に従い必要な手続を行う。

(契約の解約)

第13条 甲は、乙が第4条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解約することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せずに本契約を解約することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(契約の有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、申込書に定める実施期間とする。ただし、乙からの延長の申し出があれば、条件を見直した上で延長することができる。

2 本契約の失効後も、第4条から第9条まで、第11条、第15条及び第18条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

(名称等の使用の禁止)

第15条 乙は、甲の名称、略称、マーク等（以下「名称等」という。）を、乙の製品の広告の目的その他いかなる目的にも使用することはできない。ただし、名称等の使用について、事前に甲の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(適用除外)

第16条 学術コンサルティングのうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この約款の一部を委託者に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関又は地方公共団体との学術コンサルティングである場合
- (2) その他特別な事情があると機構長が認めた場合

(約款の改定)

第17条 本契約の成立後に甲が約款を改定する場合においても、本契約には本契約の申込み時点において甲が提示していた約款がなお適用される。

2 本契約を変更するときは、変更後の契約には変更後の契約の申込み時点において甲が提示している約款が適用される。

(協議)

第18条 本約款に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

以上